

甲欄
乙欄

令和9年分給与所得に対する源泉徴収簿

所 属		職 名		住 所	(郵便番号 -)		氏 名	(フリガナ)		整 理 番 号	
							(生年月日	年 月 日)			
前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額							円				
同上の税額につき還付又は徴収した月区分		月 別	還付又は徴収した税額		差 引 残 高		月 別	還付又は徴収した税額		差 引 残 高	
		月	円		円		月	円		円	
区 分	月 区 分	支 給 月 日	総 支 給 金 額	社会保険料等 控 除 額	社会保険料等 控 除 後 の 給 与 金 額	扶養親族等 の 数	算 出 税 額	年末調整 による過 不足税額	差 引 徴収税額		
			円	円	円	人	円	円	円		
給 料 ・ 手 当 当 等	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
	10										
	11										
	12										
計			①	②			③				
賞 与 等							(税率 %)				
							(税率 %)				
							(税率 %)				
							(税率 %)				
	計			④	⑤			⑥			

扶養控除等の申告・各種控除額	申告の有無	区分	源泉控除対象配偶者	源泉控除対象一般の扶養親族	特定扶養親族	特定親族	老人扶養親族	同居の親等	その他	一般の障害者	特障害者	別居障害者	同居障害者	寡又ひとり親	婦は親	勤労学生	従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と源泉控除対象親族の合計数
		申告月日	有・無	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	有・無	/	有・無												寡・ひ	有・無	当初
		/	有・無												寡・ひ	有・無	人
	控除額	1人当たり(万円)		38	63			58	48	27	40	75	27 38 (寡婦ひとり親)	27			月 日
		合計(万円)															人
	年 末 調 整	区 分										金 額		税 額			
		給 料 ・ 手 当 等										① 円		③ 円			
		賞 与 等										④		⑥			
		計										⑦		⑧			
給与所得控除後の給与等の金額										⑨		所得金額調整控除の適用 有・無 (※適用有の場合は⑩に記載)					
所得金額調整控除額 (((⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)										⑩ (1円未満切上げ、最高150,000円)							
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑨-⑩)										⑪							
社会保険料等 控除額		給与等からの控除分(②+⑤)										⑫		配偶者の合計所得金額 (円)			
		申告による社会保険料の控除分										⑬					
整		申告による小規模企業共済等掛金の控除分										⑭		旧長期損害保険料支払額 (円)			
	生命保険料の控除額										⑮		(円)				
	地震保険料の控除額										⑯		⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額				
	配偶者(特別)控除額										⑰		(円)				
	特定親族特別控除額										⑱		(円)				
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額										⑲		⑬のうち国民年金保険料等の金額				
	基礎控除額										⑳		(円)				
	所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳)										㉑						
	差引課税給与所得金額(⑪-㉑)及び算出所得税額										㉒ (1,000円未満切捨て)		㉓				
	住宅借入金等特別控除額												㉔				
年調所得税額(㉓-㉔、マイナスの場合は0)												㉕					
年調年税額(㉕×102.1%)												㉖ (100円未満切捨て)					
差引超過額又は不足額(㉖-⑧)												㉗					
の 精 算	超過額	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額										㉘					
		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額										㉙					
	不足額の精算	差引還付する金額(㉗-㉘-㉙)										㉚					
		同上のうち 本年中に還付する金額										㉛					
翌年において還付する金額										㉜							
本年最後の給与から徴収する金額												㉝					
翌年に繰り越して徴収する金額												㉞					

給料・手当等の支給金額の内訳	月区分	支給月日	基本給	手当	手当	手当	総支給金額	給与等から控除された小規模企業共済等掛金の金額
			円	円	円	円	円	円
災害減免法による徴収猶予関係		申請書の受付月日 月 日	徴収猶予承認月日 月 日	徴収猶予期間 自 月 日 至 月 日		雑損失又は繰越雑損失がある場合の徴収猶予限度額 円		

前月中に通常の給与を支給していなかった場合に支給する賞与の税額計算			支給する賞与の金額が、前月中に支給した通常の給与の10倍を超える場合の賞与の税額計算		
区分	第1回	第2回	区分	第1回	第2回
支給月日	.	.	支給月日	.	.
社会保険料等控除後の賞与の金額 ①	円	円	社会保険料等控除後の賞与の金額 ①	円	円
① × $\frac{1}{6}$ 又は $\frac{1}{12}$ ②			① × $\frac{1}{6}$ 又は $\frac{1}{12}$ ②		
②に対する月額表に定める税額 ③			②+前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」 ③		
			③に対する月額表に定める税額 ④		
			④-前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」に対する月額表の税額 ⑤		
算出税額 (③ × 6 又は 12)			算出税額 (⑤ × 6 又は 12)		

【源泉徴収税額表の改正】

令和9年1月から源泉徴収税額表が変わります!!

また、扶養親族等の合計所得金額要件等が変更されています。
詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

令和9年分 源泉徴収税額表



【年末調整がよくわかるページ】

国税庁ホームページに「年末調整がよくわかるページ」を開設し、年末調整に関する様々な情報を提供しています。

年末調整がよくわかる



※ 令和9年分の各種情報については、令和9年10月頃に掲載いたします。

【キャッシュレス納付のご案内】

源泉所得税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、自宅や事務所などからの納付手続きが可能な「キャッシュレス納付」が便利です。

詳しくは、国税庁ホームページにおいて、e-Taxを利用した源泉所得税の納付手続きを解説した動画等を公開しておりますので、ご覧ください。

※ 源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、事前にe-Taxで所得税徴収高計算書データを作成・送信する必要があります。

※ 所得税徴収高計算書データの作成・送信からキャッシュレス納付手続きまでの流れを体験することができる「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」をこちらからご利用いただけます。



キャッシュレス納付について



体験コーナー